

個人情報審議第 号
平成 26 年 月 日

小田原市長 加 藤 憲 一 様

小田原市個人情報保護運営審議会
会 長 小 室 充 孝

小田原市の個人情報保護制度の在り方について（答申）

平成 26 年 7 月 15 日付け総第 56 号で諮問された小田原市の個人情報保護制度の在り方について、次のとおり答申します。

1 総括

小田原市個人情報保護条例(以下「条例」という。)については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱い等を確保するため、改正するべきである。

(考え方)

法は、個人番号を含んだ個人情報を「特定個人情報」と呼び、個人情報の中でも特別な保護がなされるよう、規定を設けている。これは、個人番号が同一人の複数の個人情報の紐付けを可能にすることで、行政事務において効率的活用が図られる一方、漏えいや不正使用があった場合に、個人のプライバシー等の権利利益の侵害が増大するおそれのあることが理由と認められる。

また、法は、第 31 条において、地方公共団体は特定個人情報を適正に取り扱い、併せてその保有する特定個人情報の開示等を実施するため、法の趣旨を踏まえた必要な措置を講じなければならないと定めている。

こうしたことから、小田原市においても、特定個人情報に対し、特別な保護措置をとっていく必要があると認められるため、法の趣旨を的確に踏まえ、条例の規定を見直し、必要な改正を行うべきである。

2 個別事項に係る意見

以下の個別事項について、それぞれ意見を述べる。なお、条例の条番号は、それぞれ現行条例の条番号を示す。

(1) 特定個人情報の取扱いについて

個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の取扱いについては、現行条例においても一定の制限がある。しかし、法は、特定個人情報について、その性質上、特別な取扱いを求める趣旨である。そこで、次のような改正をするべきである。

① 収集の制限（条例第8条関係）

特定個人情報の収集について、法は、特定個人情報が不必要に拡散しないよう、その規定する範囲外での収集を認めていない。条例の規定も、これに従った内容とするべきである。

② 利用及び提供の制限（条例第9条関係）

特定個人情報の利用及び提供について、法は、収集と同様に、その規定する範囲外での利用及び提供を認めていない。条例の規定も、これに従った内容とするべきである。

なお、特定個人情報の目的外利用について、法は「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」には、可能とする趣旨（法第29条）であるが、こうした事態においては、特定個人情報ではあっても目的外利用は必要であると認められる。そこで、同様の規定を条例に設けるべきである。

③ オンライン結合による提供（条例第10条関係）

現行条例は、電子計算機同士を通信回線で結合し、相手方が市の保有する個人情報を入手し得る状態を「オンライン結合」と呼び、この方法による保有個人情報の提供は、公益上の必要等がある場合に、本審議会の意見を聴いた上で実施機関が判断することとされ、これ以外の提供は認められていない。

一方、法は「情報提供ネットワークシステム」により、法に規定する範囲内で特定個人情報を提供する仕組みを設けている。このシステムは、情報の漏えいや不正使用による被害を抑制するための保護措置がなされているものだが、現行条例に規定する「オンライン結合」に該当する場合がある。しかし、この

ような適正な提供が担保される法令に基づく提供の場合でも、現行条例では提供を認める規定がなく、整合性のない状況が生じている。そこで、オンライン結合による保有個人情報の提供が法令で定められている場合は、それを認める規定を条例に設けるべきである。

(2) 特定個人情報の開示等について

自らの個人情報の取扱い状況を確認するための情報開示や、状況に応じ個人情報の内容の訂正や利用停止等を本人が請求できる仕組みは、現行条例でも整えられているが、法は、特定個人情報について、その保護措置の一つとして、こうした請求権を一層保障するための措置を求める趣旨である。そこで、次のような改正をするべきである。

① 開示請求権(条例第 15 条関係)

特定個人情報の開示請求について、法は本人の任意代理人による請求を一般に認めるよう求める趣旨である。これは、特定個人情報の取扱い状況を確認し、その適正を確保していく手段としての開示請求権は、より強く保障しなければならないという趣旨であると認められる。

現行条例では、実施機関が特に必要と認めない限り、任意代理人による請求はできない。これは、請求は本人が行うことが原則であるという考え方によるものであるが、法の趣旨を踏まえると、特定個人情報の開示請求については、本人の任意代理人による請求を一般に認めるよう改正すべきである。ただし、不正な請求を防止するため、条例の運用において、本人との代理関係を十分確認する手段を講じることが適切である。

② 費用負担(条例第 23 条関係)

現行条例は、開示請求者が開示する個人情報の写しの交付を受けようとするときは、当該写しの作成にかかる費用を負担しなければならないと規定している。一方、法は、経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、特定個人情報の開示手続きに要する費用を減額し、又は免除することができる旨の措置を講じるよう求める趣旨である。これは、①と同様に、特定個人情報に係る開示請求権をより強く保障していく趣旨であると認められる。

現行条例が開示請求者に負担を求める費用は、当該写しの作成にかかる費用のみであるが、特定個人情報に係る開示請求権を行使する際の障害をできるだ

け取り除いていくという趣旨に立てば、当該費用を減額し、又は免除することができる規定を設けるべきである。

③ 訂正請求権（条例第 24 条関係）

①と同様の考え方により、特定個人情報の訂正請求についても、本人の任意代理人による請求を一般に認めるよう改正すべきである。

④ 利用停止等請求権（条例第 27 条関係）

現行条例では、個人情報の利用停止等の措置を行うのは、一定の条例の規定に違反した取扱いが行われている場合と規定しているが、法は、特定個人情報の取扱いについて、直接法に違反した一定の場合にも、同様の措置を行うよう求めている。これは、特定個人情報を保護するために必要な措置であると認められるので、法の趣旨に従い改正すべきである。

また、特定個人情報の利用停止等請求については、①と同様の考え方により、本人の任意代理人による請求を一般に認めるよう改正すべきである。

(3) その他

上記の措置に伴い、用語の定義等必要な措置があれば、併せて条例を改正すべきである。